

淀川区生涯学習関連施設連絡会要綱

(目的)

第1条 区民の学習活動を通じて、人と人とのふれあい、美しい自然と調和した心豊かなまちづくりをめざし、淀川区内の生涯学習関連施設間の連絡調整を緊密にし、生涯学習施策の総合的な推進、並びに区民の学習活動の振興を図ることを目的として、淀川区生涯学習関連施設連絡会（以下「施設連絡会」という）を設置する。

(事業の調整)

第2条 施設連絡会において、区役所（事務局）は、区における生涯学習施策の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うことができる。
区役所、事業所・施設・機関等は、相互に連絡調整を緊密に行い、区における生涯学習施策の推進に協力しなければならない。

(所掌事務)

第3条 施設連絡会の関係事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する資料・情報の交換
- (2) 生涯学習事業の相互協力、相互支援（共催含む）
- (3) 生涯学習事業の開発・研究
- (4) その他、生涯学習施策の推進に関する事項

(組織)

第4条 施設連絡会は、別表に掲げる施設の職員で構成する。
2 その他、施設連絡会が適当と認める者。

(会議)

第5条 施設連絡会は、必要に応じて区役所（事務局）が招集して行う。
2 会議は各施設の実務担当者が出席する。

(事務局)

第6条 事務局は、区役所市民協働課に置く。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、区役所（事務局）が定める。

附 則 この要綱は、平成14年 3月1日から施行する。
この要綱は、平成14年 4月17日一部改正。
この要綱は、平成15年 4月16日一部改正。
この要綱は、平成16年 5月21日一部改正。
この要綱は、平成23年 5月27日一部改正。
この要綱は、平成24年 5月18日一部改正。
この要綱は、平成25年 8月 1日別表改正。
この要綱は、平成26年 8月 7日一部改正。
この要綱は、平成28年 4月 1日別表改正。

【別 表】

淀川区生涯学習関連施設

施設名	所在地	電話
淀川区民センター	野中南2-1-5	6304-9120
淀川区老人福祉センター	野中南2-1-5 区民センター2階	6304-9118
淀川区子ども・子育てプラザ	新高1-11-19	6395-6420
淀川図書館	新北野1-10-14	6305-2346
淀川スポーツセンター	西宮原2-1-3	6350-4555
淀川区在宅サービスセンター 「やすらぎ」	三国本町2-14-3	6394-2900
淀川屋内プール	十三東2-3-1	6885-1711